

札幌第 2092 号
令和 7 年（2025 年）8 月 21 日

市内障害者支援施設
市内共同生活援助事業所
施設長・管理者 各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

札幌市における地域連携推進会議の実施状況等の報告について（通知）

日頃から本市の障がい保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者支援施設及び共同生活援助事業所（以下「施設等」という）において、地域との連携により、①利用者と地域との関係づくり、②地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、③施設等の透明性・サービスの質の確保、④利用者の権利擁護のため、外部の者が参画する地域連携推進会議の開催及び地域連携推進会議の構成員が施設等を見学する機会を設けることが義務付けられました。

会議の進め方については、令和7年（2025年）2月7日札幌第4135号「札幌市における地域連携推進会議の進め方について（通知）」及び札幌市ホームページでお示しのとおりですが、この度、会議の実施状況等の報告について下記のとおり通知致します。

地域連携推進会議の運営等に関するお問合せについては、札幌市における地域連携推進会議の進め方（別紙）「10 お問合せ先」を御確認ください。

1 報告時期について

所定の様式で年度末に体制届と合わせて提出してください。

加算等の算定状況（算定の有無及び算定区分）に変更がない場合も会議の議事録・施設訪問記録の提出が必要となります。

2 報告方法について

体制届と同様にスマート申請により受付けます。

スマート申請の受付フォームや提出期限等は年度末を目途に改めて通知致します。

3 公表について

作成した議事録は、各事業所のホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示などにより、多くの方が閲覧可能となるよう広く公表してください。施設訪問記録の公表義務はありません。また、構成員の個人情報保護のため、個人が特定される部分は議事録から削除するなど配慮してください。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課運営指導係